

国内外のリコール情報の収集・周知・回収のあり方に関する調査（概要）

（１）本報告書のねらい

リコール情報を収集し周知することは、消費者の生命・身体被害の発生・拡大を防止するために重要である。しかしながら、リコール情報が有効に活用されるためには、まず情報が消費者に確実に届くこと、さらにはリコールに基づく回収等の措置が迅速に完了し速やかに消費者の手元からリコール対象品を無くすことが必要である。そこで本報告書では、国内外においてリコール情報がどのような方法で収集・公表されているのか、リコールに基づく回収率等の向上のためにどのような手法が取り入れられているかを調査し、整理・分析することを目的とする。

（２）概要

（ア）国内調査においては、リコール情報の行政への通知・報告制度及びその実施状況、行政機関に集約されたリコール情報の公表状況を調査し、過去にリコールを行ったことのある事業者へのヒアリング、周辺分野事業者へのヒアリング調査を行う。

ヒアリング調査においては、①消費生活用製品、②自動車等、③飲食物、④医薬品等、⑤化粧品の製品分野別及び、事業規模別に、リコール情報の収集・周知・リコール製品回収の現状をヒアリングする。

（イ）海外調査においては、米国、カナダ、EU、英国、フランスについて、リコール情報の収集・周知・リコール製品回収の現状について文献調査及び現地での実態調査を行う。

具体的には、リコール情報の行政への通知・報告制度及びその実施状況、行政機関に集約されたリコール情報の公表状況、海外のリコール製品回収状況、リコール措置の効率化について調査をし、リコール事例の収集・分析のためのヒアリング調査を行う。

（３）今後の取組み

（２）の（ア）（イ）を踏まえてとりまとめを行い、平成 23 年 3 月月末までに報告書を作成する予定。

事業概要

- ・海外における事故情報及びリコール情報の収集・提供に係る制度やシステムについて調査
- ・国内の主な業界ごとに自主リコール実施の判断基準、公表のあり方等について企業ヒアリングを中心として実態把握を行い、先進的な事例の整理及び課題を抽出

委託事業内容

①文献調査・ヒアリング調査

【調査対象】 ア:国内制度

イ:民間運営のポータルサイトの実態

ウ:海外制度

②有識者ヒアリング

③報告書の作成

事故情報の報告・公表制度

- ①収集対象となる事故の範囲
- ②通知義務の有無、通知義務者の範囲
- ③収集される情報の内容
- ④情報分析体制
- ⑤情報の活用手法

等

視点

リコール情報の収集提供のあり方

- ①分野ごと、事業規模ごとの制度・実態の特徴
- ②情報の収集対象範囲、収集源、網羅性
- ③情報の発信
- ④情報を必要な消費者に届けるための工夫

等

☆ 実施期間 平成22年6月頃～平成23年月末

※検討テーマ次第で次年度にも、別途研究会委託事業を実施することがありうる。